

京都府知事が定める簡易耐震改修の工事内容一覧

簡易耐震改修は下記の項目のいずれかに該当する内容とします。

工事内容	種別 番号	該当する改修工事の内容
屋根の改修 (※)	(1)	主要構造部の屋根の全てを改修する方法であって、非常に重い屋根(土葺瓦)から重い屋根(棧瓦葺等)又は軽い屋根(スレート等)に葺き替えるもの
	(2)	主要構造部の屋根の全てを改修する方法であって、重い屋根(棧瓦葺等)から軽い屋根(スレート等)に葺き替えるもの
壁の改修	(3)	主要構造部の壁を補強する又は主要構造部として補強壁を設置する方法であって、各階各方向のいずれかで耐震性が向上するもの
床の改修	(4)	主要構造部の一の階の床の全てを改修する方法(1階床は除く)であって、必要箇所の全てに火打ちが設置されていない仕様の床を、必要箇所の全てを火打ち仕様の床に補強するもの。ただし、当該水平構面に一辺の長さが4 m以上の吹き抜けがある場合を除く
	(5)	主要構造部の一の階の床の全てを改修する方法(1階床は除く。)であって、構造用合板を全く用いない仕様の床を、全て構造用合板仕様の床に補強するもの
	(6)	屋根構面又は小屋組の水平構面の全てを改修する方法であって、必要箇所の全てに火打ちが設置されていない仕様の構面を、必要箇所の全てを火打ち仕様の構面に補強するもの。ただし、当該構面に一辺の長さが4 m以上の吹き抜け又は開口部がある場合を除く
	(7)	屋根構面(開口部を除く。)又は小屋組の水平構面(吹き抜けを除く。)の全てを改修する方法であって、構造用合板を全く用いない仕様の構面を、全て構造用合板仕様の構面に補強するもの
基礎の改修	(8)	基礎の全てを改修する方法であって、玉石基礎又は無筋コンクリート基礎から鉄筋コンクリート基礎へ改修するもの
耐震診断等により耐震性の向上を確認する	(9)	前各号に掲げるもののほか、耐震診断の結果評点を向上させるもの(劣化した部分の修繕のみを行う箇所に係るものを除く。)
	(10)	耐震診断の一部の評価方法により確実に評点を向上させることが建築士により確認されたもの(劣化した部分の修繕のみを行う箇所に係るものを除く。)

※令和4年度から瓦屋根に葺き替える場合の改修工事については、改正告示基準に適合するもの(いわゆる防災瓦)を補助対象としています。